子ども家庭部保育課長

台風・降雪時等における保育施設の臨時休園の対応方針について【令和7年度版】

1 策定の目的

近年、集中豪雨や台風等による被害が相次いで発生しており、また、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化している。 また、台風や大雪時には交通機関の混乱を回避するため、鉄道各社において計画運休を実施するようにもなっている。 このような自然災害に対する保育施設の対応について、子どもや保護者、保育士の安全を図り、万一災害が発生した 時の被害規模の軽減、早期の回復を図るため臨時休園の対応方針を策定する。

2 保育施設の臨時休園の判断基準

台風・降雪時等(以下、「台風等」という。)による施設の休園の判断は、以下を基本とするが、気象状況の変化等に応じて判断する。

(1)1417				
開園前の場合	開園中の場合			
朝6時 [※] の時点で、 <u>気象庁が杉並区に</u> 「 <mark>大雨特別警報</mark> 」の	気象庁が杉並区に「大雨特別警報」の防災気象情報			
防災気象情報を発表した場合、又は、杉並区が別表に定め	を発表した時点、又は、杉並区が別表に定める警戒レベ			
る警戒レベル4以上「避難指示、緊急安全確保」を発令した	ル4以上「避難指示、緊急安全確保」を発令した場合(警			
場合は、臨時休園とする。なお、警戒レベル4「避難指示」は	戒レベル4「避難指示」は発令された地区に該当する場			
発令された地区に該当する場合に限る。	合に限る)は、保護者に児童のお迎えを連絡し、児童が			
その後、開園までに発令・発表があった場合は、その時点	その時点 降園した時点で臨時休園とする。ただし、保護者が迎え			
で臨時休園とする。	に来ることが困難な場合は、児童を園内で保護する。			
朝6時※の時点で、JR中央線全線で計画運休を実施する	JR中央線全線で計画運休を実施すると発表した時点			
と発表した場合は、臨時休園とする。	で保護者に児童のお迎えを連絡し、児童が降園した時点			
その後、開園までに発表があった場合は、その時点で臨時	で臨時休園とする。ただし、保護者が迎えに来ることが困			
休園とする。	難な場合は、児童を園内で保護する。			

※ 朝6時以前に警報等が発せられた場合でも、気象状況が変化することを踏まえ、朝6時の時点で判断する。

<別表>杉並区で発令する避難情報

警戒レベル	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報	高齢者等避難	<mark>避難指示</mark>	緊急安全確保

※杉並区が発令する避難情報は、「区公式ホームページ」「杉並区(地震・水防情報等)エックス」「防災・防犯情報メール配信サービス」等で確認する。

3 臨時休園に当たっての手順及び注意事項

- (1) 天気予報等で台風等が報道された場合は、臨時休園になる可能性について「すぐ一る」を利用して区保育課から 保護者に予告する。
- (2) 臨時休園の連絡は、「すぐーる」を利用して、区保育課から速やかに保護者・施設に伝える。ただし、早朝や土・日曜、祝日は連絡の遅れ等の可能性あり。また、「すぐーる」を登録していない保護者へは、各施設から連絡をする。 そのため、「すぐーる」以外の方法で保護者と連絡が取れる方法を準備しておく。
- (3) 各保育施設の状況について、直接各施設から保護者に連絡することも可能とする。

- (4) 警報発令等がない場合でも、施設や周辺の状況等から施設長が危険と判断した時は臨時休園とすることができる。 その際は、保護者に対して、丁寧に説明をするとともに、後日、保育課に報告をする。
- (5) 臨時休園中に警報等が解除された場合でも、その日は、終日臨時休園を継続する。
- (6) 状況判断を的確に行うこと

局地的な豪雨が起きている時、別の場所にいる保護者はそれをまったく知らない可能性もある。このため、「現在、 園の周辺は豪雨により浸水の危険があります。」又は「浸水が起きています。」「子どもたちは建物内の安全な場所に います。」など現在の状況をお知らせすることも必要である。

- (7) 臨時休園に伴う保護者の損失は補償しない 登降園中の怪我や仕事を休んだ時の損失、ベビーシッターなどを利用した場合の補償等は行わない。
- (8) 職員の服務の取扱いについては、各事業者の判断による。ただし、臨時休園に伴う運営費等の減額は行わない。

4 保育施設再開の判断基準

施設再開の判断は、以下を基本とし、状況に応じて判断する。

状態	再開の基準	
<u>気象庁が杉並区に「大雨特別警報</u> 」の防災	朝6時の時点で、 <u>気象庁が杉並区に発表していた</u> 「 <mark>大雨特別警報</mark> 」の	
気象情報を発表した場合、又は、杉並区が別	防災気象情報が解除された場合、かつ、杉並区が別表に定める警戒レ	
表に定める警戒レベル4以上「避難指示、緊	ベル4以上「避難指示、緊急安全確保」を解除した場合は再開する。	
急安全確保」(警戒レベル4「避難指示」は発	朝6時の時点で、上記の警報が継続している場合は、その日は終日臨	
令された地区に該当する場合に限る)を発令	時休園を継続する。	
したことにより臨時休園となった場合		
JR中央線(東京~高尾)が全線で計画運	朝6時の時点で、JR中央線の計画運休が解除になった場合は、再開	
休を実施したことにより臨時休園となった場合	する。ただし、朝の通勤時間帯に交通麻痺が生じ、保育士の確保が困難	
(降雪時においても同じ)	な場合は、施設長の判断で開園時刻を変更することができる。	
	朝6時の時点で、計画運休が継続している場合は、その日は終日臨	
	時休園を継続する。	

<別表>杉並区で発令する避難情報

警戒レベル	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報	高齢者等避難	<mark>避難指示</mark>	緊急安全確保

5 保育施設再開に当たっての手順及び注意事項

- (1) 保育施設再開に当たっての基準は、臨時休園を連絡した際に保護者にお知らせする。
- (2) 保育施設再開の連絡は、「すぐーる」を利用して、区保育課から速やかに保護者・施設に伝える。ただし、土・日曜、 祝日は連絡の遅れ等の可能性あり。また、「すぐーる」を登録していない保護者へは、各施設から連絡をする。
- (3) 保育施設の再開に当たっては、施設の被害状況を確認した上で受入れを行う。
- (4) 施設に被害等があり、安全に保育が出来ないと判断した場合は、施設長の判断で臨時休園期間や開園の時刻を変更することができる。この場合は、「すぐーる」等を利用して、各保育施設から速やかに保護者に連絡する。
- (5) 臨時休園や開園の時刻を変更した場合は、後日、保育課に報告する。

各施設長様

大地震が発生したときの保育施設における対応について

大地震が発生したときの保育施設における対応について、以下のようにまとめました。 保育時間中に大きな地震が起こる可能性はあります。日頃から様々な場面を想定した訓練を 行い、各自が落ち着いてお子さんたちと職員の身の安全を守れるようにしましょう。

また、園内の役割分担や連絡、連携体制を整え、地震が発生したときにだれもが迅速かつ的確に対応できるようにしましょう。

1. 判断に用いる震度(地震の揺れの大きさ)について

- ・判断に用いる震度の基準は「杉並区の震度」です。
- ・例えば、令和3年10月7日に発生した地震では、足立区は震度5弱を観測しましたが杉並区は 震度4でしたので、震度4(杉並区)で判断します。

2. 保育時間中に大地震が発生した場合

- ・園舎に火災や倒壊の恐れがない限り、保育園内に留まります。
- ・杉並区で震度5弱以上の地震が発生したときは、保護者の方にお子さんのお迎えを連絡します。その際には、被害状況や交通状況等を確認して、保護者自身の身の安全を確保したうえでお子さんをお迎えにきてもらうこと、会社等の帰宅抑制や交通機関の混乱により、保護者のお迎えが遅れても、お子さんは保育園でお預かりしていることも必ず伝えてください。保育園は最後のお子さんのお迎えが来るまで保育を継続します。

3. 保育時間外に大地震が発生した場合

- ・震度6弱以上の地震が発生した場合は、原則として翌日は保育園を休園します。
- ・震度6弱未満の地震が発生した場合は、被災状況にもよりますが原則として開園します。

4. 保育の現場における取組について

- ・上記内容については、入園時に保護者へ説明する、また、園のしおりなどで周知を図りましょう。
- ・大きな地震の報道等があったときなど、機をみて園だより等で周知することが大切です。その際には、お迎えや休園の判断基準をお示しするだけでなく、保育園の防災の取組などもお伝えすると良いでしょう。
- ・どのようにしたら安全に保育を行えるのかをそれぞれの園で考えていきましょう。
- ・日頃の訓練と園舎内外の安全点検を定期的に行い、危険個所をなくしましょう。
- ・定期的に災害備蓄の状況を確認しましょう。